

公益目的支出計画実施報告書の承認に関する説明事項

一般法人へ移行した法人は、行政庁に公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めた公益目的のための支出を適正に行う必要があるため、移行後も公益目的支出計画の実施状況を明らかにする報告書を作成し、提出しております。

【別紙1. 公益目的支出計画実施報告書】をご参照下さい。

当会の1. 公益目的財産額は「446,598,834円」で確定し、公益認定等委員会から承認を受けております。

当会の2. ①前事業年度末日の公益目的収支差額が「425,393,090円」であったところ、
2. ②当該事業年度の公益目的支出の額が「105,009,442円」となり、
2. ③当該事業年度の実施事業収入の額は「56,608,400円」となったことにより、
2. 当該事業年度の公益目的収支差額（①+②-③）は「473,794,132円」となり、
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額は「△27,195,298円」となりました。

公益目的財産残額が0円以下となったため、第12回定時総会にて公益目的支出計画実施報告書が承認された後、公益目的支出計画実施完了確認請求書を提出することとなります。

計画上の完了予定年月日は「令和5年3月31日」のため、計画通りに完了することができました。

【別紙1:公益目的支出計画実施報告書】 (案)

2. 公益目的支出計画実施報告書

【令和4年度(令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	446,598,834 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(+ -)	473,794,132 円
前事業年度末日の公益目的収支差額	425,393,090 円
当該事業年度の公益目的支出の額	105,009,442 円
当該事業年度の実施事業収入の額	56,608,400 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	-27,195,298 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
新型コロナウイルス感染拡大の影響は残ったものの、予定していた事業内容は概ね計画通りに進めることができ、当該事業年度において計画を完了することができた。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	・ 計画上の完了見込み	令和5年3月31日
	・ より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	446,598,834 円	446,598,834 円	446,598,834 円	446,598,834 円	446,598,834 円
公益目的収支差額	432,090,559 円	425,393,090 円	481,004,149 円	473,794,132 円	481,004,149 円
公益目的支出の額	106,172,590 円	93,727,021 円	106,172,590 円	105,009,442 円	106,172,590 円
実施事業収入の額	57,259,000 円	51,510,900 円	57,259,000 円	56,608,400 円	57,259,000 円
公益目的財産残額	14,508,275 円	21,205,744 円	-34,405,315 円	-27,195,298 円	-34,405,315 円

前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

法人コード	A015887
-------	---------

令和5年6月23日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

法人の名称 一般社団法人日本船舶電装協会

代表者の氏名 山田 信一郎

公益目的支出計画実施完了確認請求書

公益目的支出計画の実施が下記の日完了したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第124条の規定により、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を請求します。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日 令和5年3月31日